各国産業財産権法概要一覧表

特許制度

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 PCT	4 PLT	5 特許法	6 出願人の資格	7 現地代理人の必要性	8 公開制度（月）	9 審査制度	10 審査請求 起算日	10 審査請求 期間	11 非特許対象	12 新規性の基準判断	13 存続期間 起算日	13 存続期間 期間（年）	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 実施義務（年）	17 広域制度	備考
アジア	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他	△	出願	16延5	公開	4月	●		－	－	
	BN	ブルネイ	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○	出願	20(備2)	×		○		×	－	(備1)公共の利益に反する発明 (備2)医薬品(最長5年)
	BT	ブータン	○	△	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○	出願	20	×		○		－	－	(備)人・動物の治療方法等。
	CN	中国	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願(備1)	3年	※	○	出願	20(備2)	×(備3)		○		3	－	(備1)優先権があるものは優先日が起算日。 (備2)医薬品認可等については5年以内で、かつ合計存続期間が14年を超えない。 (備3)情報提供が行える。
	HK	香港	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○(備1)	出願(備2)	3年	※その他(備3)	○	出願	20	－		●		3	－	(備1)香港に直接出願する場合。英国特許(EP経由を含む)又は中国特許の登録を基礎とする場合は方式審査のみ。 (備2)香港に直接出願する場合。それ以外は上記特許庁の登録から6月。 (備3)人・動物の治療方法等
	ID	インドネシア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○	出願	20	公開	6月	○		3	－	
	IN	インド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願(備1)	48月	※その他	□	出願	20	公開/公報	(備2)	○		3	－	(備1)優先権があるものは優先日が起算日。 (備2)何人も公開から特許付与前まで:利害関係人は公開から特許公告日から1年。
	JP	日本	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他 (備1)	○	出願	20延5 (備2)	公報	6月	○		(備3)	－	(備1)公序良俗に反する発明。 (備2)医薬品、農薬(最長5年)。 (備3)特許法83条(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定) 同法92条(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定) 同法93条(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)
	KH	カンボジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	出願	20	×		●		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	KR	韓国	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※	○	出願	20延5(備1)	－		公報	6月(備2)	3	－	(備1)医薬品、農薬(最長5年)。 (備2)何人も請求できる期間。その後は利害関係人、審査官のみが請求できる。
	LA	ラオス	○	○	○	×	○	◎	要	○(19)	○	出願	24月	※	○	出願	20	公開	90日 (備1)	●		(備2)	－	(備1)何人も可能 (備2)登録から3年又は出願から4年の遅い方
	LK	スリランカ	○	○	○	×	○	◎	×	×	○	×		※	○	出願	20	－		○		×	－	
	MM	ミャンマー(未施行)	×	○	×	×	○(備1)	◎(備1)	要	18月(備1)	×(備1)	出願 (備1)	36月	※(備1)	○(備1)	出願 (備1)	20	公開	90日 (備1)	○(備1)		(備2)	－	(備1)法律の制定はされているが現在未施行である (備2)登録から3年又は出願から4年の遅い方
	MN	モンゴル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	－		※その他	○	出願	20	(備)	3月	○		3	－	(備)クレームが公報に掲載された日
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	7年	※その他	○	出願	20	×(備)		○		3	－	(備)情報提供制度(公告日から登録までの間)あり。
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	調査時点において特許法は未制定								左記参照							－	
	MY	マレーシア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	(備1)	※その他	○	出願	20	公報	(備2)	●		(備3)	－	(備1)通常の実体審査は18月。修正実体審査は5年延長可。 (備2)特許付与の公告日から所定の期間内に利害関係人が可能。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	NP	ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	－		その他(備)	△	登録	7延7ずつ2回	公報	35日	○		－	－	(備)公序良俗に反するもの
	PH	フィリピン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	その他	○	出願	20	×		○		(備)	－	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	PK	パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	－		※その他	○	出願	20	公開	4月	○		(備)	－	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	SG	シンガポール	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	(備1)	その他(備2)	○	出願	20(備3)	×		○		(備4)	－	(備1)予備審査及び方式審査により出願要件を満たしていることの通知を受けた後、現地ルート(Local Route)及び混合ルート(Mixed Route)の場合には、優先日又は出願日(分割出願の場合には、分割出願の実際の提出日)から36月以内、外国ルート(Foreign Route)の場合には、優先日又は出願日(分割出願の場合には、分割出願の実際の提出日)から54月以内に、補充審査報告を請求しなければならない。 (備2)治療方法、診断方法等。 (備3)IPOSにおける手続の遅延による特許期間延長制度有。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	TH	タイ	○	○	○	×	○	◎	要	(備1)	○	公開	5年	その他	□	出願	20	公開	90日	●		(備2)	－	(備1)方式要件を満たしている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○	出願	20	×		○		×	－	
	VN	ベトナム	○	○	○	×	○	◎	要	19月	○	出願(備1)	42月	※その他(備2)	○	出願	20	公開	(備3)	○		(備4)	－	(備1)優先権があるものは優先日を言う。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)公開日以降審査段階にある間 。 (備4)期間の定めはない。

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 PCT	4 PLT	5 特許法	6 出願人の資格	7 現地代理人の必要性	8 公開制度（月）	9 審査制度	10 審査請求 起算日	10 審査請求 期間	11 非特許対象	12 新規性の基準判断	13 存続期間 起算日	13 存続期間 期間（年）	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 実施義務（年）	17 広域制度	備考
大洋州	AU	オーストラリア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	完全	5年	その他(備)	○	完全	20	公開	3月	●		3	－	(備)人及びその生成のための生物学的方法。
	FJ	フィジー	×	○	×	×	○	◎	－	－	○	－		その他(備1)	△	登録	14(備2)	公開	3月	●(備3)		－	－	(備1)新規性、有用性を欠く発明。 (備2)英国特許の再登録制度あり。英国特許の日から3年以内に出願(EP経由を含む)。存続期間は英国特許の残存期間。 (備3)無効は最高裁判所に提訴する。
	NZ	ニュージーランド	○	○	○	×	○	◎	要	(備)	○	×		※その他	△	完全	20	公開	3月	●		3	－	(備)完全明細書が受理されると公開され、仮保護が与えられる。
	PG	パプアニューギニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		(備)	○	出願	20	×		●		×	－	(備)環境を深刻に害する発明等。
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○	英国特許登録から3年以内の特許が登録され得る旨が規定されている。								(備)		×		×		×	－	(備)英国特許登録日から同特許が失効するまで
	TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	(備1)	×	×		(備2)	□	出願	20	×		●		(備3)	－	(備1)出願の要約が公告(公開)される。 (備2)人・動物の治療方法、事業/ゲーム等の方法等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
中東	AE	アラブ首長国連邦	○	○	○	×	○	◎	要	○(18)	○	(備1)		(備2)	○	出願	20	(備3)		●		3	－	(備1)審査請求料を納付した後 (備2)人・動物の治療方法、事業/ゲーム等の方法等。 (備3)登録査定前まで
	BH	バーレーン	○	○	○	○	○	◎	－	×	○	－		その他(備1)	○	出願	20	×(備2)		●(備3)		(備4)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供が行える。 (備3)利害関係人は行政機関に申立てることができる。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	IL	イスラエル	○	○	○	×	○	◎	要	○(18)	○	－		(備1)	○	出願	20延5(備2)	公開	3月	○		(備3)	－	(備1)①治療処置方法　②植物又は動物の新種　③防衛機密 (備2)医薬品、農薬(最長5年)。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	IQ	イラク	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	×	×	－		その他(備2)	○	出願	20	×		○		(備3)	－	(備1)連合暫定施政当局(CPA)指令第81号。 (備2)公序良俗に反する発明、建設物の設計等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	IR	イラン	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※	○	出願	20	公開	30日	●		5	－	
	JO	ヨルダン	○	○	○	×	○	○	－	×	○	×		※その他	△	出願	20	公開	3月	○		(備)	－	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	KW	クウェート	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	－		その他(備)	△	出願	20	公開	2月	○		2	－	(備)食品、医薬品、調合薬等
	LB	レバノン	○	△	×	×	○	◎	要	×	○	－		その他(備)	○	出願	20	－		○		3	－	(備)発見、科学的理論及び数学的方法、事業活動又はゲーム方法、人・動物の治療方法等
	OM	オマーン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	36月	その他(備1)	○	出願	20	×		●		(備2)	－	(備1)動物の生産のための本質的な生産学的方法。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	QA	カタール	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○	出願	20	公報	3月	－		3	－	(備)人・動物の治療方法等
	SA	サウジアラビア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※	○	出願	20	×		○		(備)	－	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方の時点で実施していないか不適切な方法で実施している場合。
	SY	シリア	○	△	○	×	○	◎	要	×	×	×		医薬(備)	○	出願	15	×		○		2	－	(備)財務上の計画及び組合せ、医薬の処方及び混合
	YE	イエメン	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	出願	15	公開	6月	○		(備2)	－	(備1)食品、薬品、治療用医薬品関連の非化学的発明等。 (備2)期間の定めはない。
	TR	トルコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願(備)	12月(備)	※	○	出願	20	公報	6月	●		3	EPC	(備)サーチレポートの請求期日。レポート通知後3月以内が審査請求期限
アフリカ	EG	エジプト	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	60日	○		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	ET	エチオピア	×	△	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	出願	15延5	×		●		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	KE	ケニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※	○	出願	20	×		●		(備)	ARIPO	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	SD	スーダン	○	△	○	×	○	◎	要	－	×	－		(備1)	○	出願	20	－		○		(備2)	ARIPO	(備1)科学的原理及び発見。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	TN	チュニジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公報(備2)	2月	●		(備3)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)異議申立は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	NG	ナイジェリア	○	○	○	○	○	◎	要	×	×	×		(備1)	○	出願	20	×		●		(備2)	－	(備1)植物、動物の新種。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	ZA	南アフリカ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○	出願	20	×		●		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	MA	モロッコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月(備1)	×	×		※	○	出願	20	×		●		(備2)	－	(備1)補償金請求権はない。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。 (備3)EPOで付与された欧州特許のモロッコにおける認証(権利化)が可能。
	AO	アンゴラ	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備)	○	出願	15	×		●		2	－	(備)人・動物用の食品、医薬、化学製品等。
	BF	ブルキナファソ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	－		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	－	18	○	×		その他(備1)	○	出願	20(備2)	公開	90日	●		3	－	(備1)2016.1.1までの医薬品以外はグローバルスタンダード。 (備2)登録日が出願日から4年を超えた場合，その徒過期間が延長される。

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 PCT	4 PLT	5 特許法	6 出願人の資格	7 現地代理人の必要性	8 公開制度（月）	9 審査制度	10 審査請求 起算日	10 審査請求 期間	11 非特許対象	12 新規性の基準判断	13 存続期間 起算日	13 存続期間 期間（年）	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 実施義務（年）	17 広域制度	備考
アフリカ	BJ	ベナン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	BW	ボツワナ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	×		○		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	CG	コンゴ共和国	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	CF	中央アフリカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	×	×		※その他(備1)	○	出願	20(備2)	－		○		(備3)	－	輸入特許の制度あり。 (備1)人・動物の治療方法等。 (備2)医療に関する特許は出願日より15年。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	CI	コートジボアール	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	CM	カメルーン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	DJ	ジブチ	○	○	○	×	○	◎	－	×	○	－		※その他(備1)	○	出願	20	－		●		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	DZ	アルジェリア	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	×		●		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	GA	ガボン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	GH	ガーナ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	GM	ガンビア	○	○	○	×	○	◎(備1)	－	×	○	－		※その他(備2)	－	英国特許権の残存期間		－		●		(備3)	ARIPO	(備1)出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。 (備2)人・動物の治療方法等 。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	GN	ギニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	GQ	赤道ギニア	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	GW	ギニアビサウ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	KM	コモロ	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	LR	リベリア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	出願	36月	その他(備1)	○	出願	20	公開	備3	●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。 (備3)公開から特許付与までの期間
	LS	レソト	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	□	出願	15延5	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	LY	リビア	○	△	○	×	○	◎	要	－	×	－		医薬、食物	△	出願	15延5	公開	2月	●(備)		3	－	(備)無効審判は連邦上級裁判所に提訴する
	MG	マダガスカル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		医薬、食物	○	出願	15延5	×		●		(備)	－	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	ML	マリ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	MR	モーリタニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	－	×	－		※その他(備1)	○	出願	20	×		○		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	MW	マラウイ	○	○	○	×	○	◎	要	－	×	－		その他(備1)	△	完全	16	公開	3月	○		(備2)	ARIPO	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	MZ	モザンビーク	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	60日	●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法、原子核変換により得られるもの。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	NA	ナミビア	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		(備1)	○	出願	14(備2)	×		●		3	ARIPO	(備1)法律、道徳に反する発明。 (備2)報酬が不十分な場合は7年(例外的に14年)延長できる。
	NE	ニジェール	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	RW	ルワンダ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	出願	20	×		●		(備2)	ARIPO	輸入特許の制度あり。 (備1)治療方法、動植物品種等 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	SC	セーシェル	○	○	○	×	○	◎	要	－	×	－		－	△	出願	14延7	公開	2月	○		－	ARIPO	
	SL	シエラレオネ	○	○	○	×	○	◎(備1)	要	×	×	×		その他(備2)	○	出願	20	－		●(備2)		(備4)	ARIPO	(備1)出願は英国の特許権者のみ可能。英国特許の日から3年以内に 出願しなければならない。 (備2)無効は高等裁判所に提訴する。 (備3)人・動物の治療法等。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	SN	セネガル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	○	×	○	◎	要	18月	○	×		その他(備)	○	出願	20	公開	3月	●		×	ARIPO	(備)人・動物の治療方法等。
	SZ	エスティワニ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○	出願	20	×		●		－	ARIPO	(備)人・動物の治療方法等。

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 PCT	4 PLT	5 特許法	6 出願人の資格	7 現地代理人の必要性	8 公開制度（月）	9 審査制度	10 審査請求 起算日	10 審査請求 期間	11 非特許対象	12 新規性の基準判断	13 存続期間 起算日	13 存続期間 期間（年）	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 実施義務（年）	17 広域制度	備考
アフリカ	TD	チャド	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等 。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	TG	トーゴ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	○	×	○	◎	要	－	○	－		※その他(備1)	○	出願	10延5ずつ 2回	－		○		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
		(旧ザンジバル)					○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	(備2)	●		(備3)		(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)出願の公開から特許付与までの間。 (備3)不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。
	UG	ウガンダ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	－		※その他(備1)	○	出願	20	公開	90日	登録	1年	(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	ZM	ザンビア	○	○	○	×	○	◎	要	－	×	－		その他(備1)	□	完全	16延5	公開	3月	●		(備2)	ARIPO	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	ZW	ジンバブエ	○	○	○	×	○	◎	－	×	○	－		※その他(備1)	□	出願	20	公開	3月	●		(備2)	ARIPO	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品、人・動物の治療方法等 。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
NIS諸国	AM	アルメニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○	出願	20(備1)	×		◎		(備2)	EAPO	(備1)医薬品・農薬の特許は最長5年延長可能。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	○	×	○	◎	要	12月	○	×		※その他(備)	○	出願	20	公開	6月	○		3	EAPO	(備)人・動物の治療方法等。
	BY	ベラルーシ	○	△	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○	出願	20延5(備2)	×		●(備3)		3	EAPO	(備1)公序良俗違反、医療を提供する方法。 (備2)実施に関係当局の承認が必要な場合は最長5年の延長可。 (備3)何人も権利有効期間中。
	GE	ジョージア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公報	3月	●(備2)		3		(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)利害関係人は、再審査を請求することができる。また、無効は裁判所に提訴することもできる。
	KG	キルギス	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他	○	出願	20	登録	(備)	×		3	EAPO	(備)権利有効期間中。
	KZ	カザフスタン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備1)	○	出願	20延5(備2)	登録	(備3)	○		4	EAPO	(備1)公序良俗に反するもの等。 (備2)実施に当局の承認が必要な場合は、最長5年延長できる。 (備3)権利有効期間中。
	MD	モルドバ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他	○	出願	20(備)	公報	6月	●		－		(備1)医薬品は最長5年延長可能。 (備2)EPOで付与された欧州特許のモルドバにおける認証(権利化)が可能。
	RU	ロシア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○	出願	20延5	－		○		4	EAPO	
	TJ	タジキスタン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○	出願	20	×		○		5	EAPO	
	TM	トルクメニスタン	○	△	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	5年	※その他(備1)	○	出願	20(備2)	×		○(備3)		5	EAPO	(備1)回路配置。 (備2)医薬、殺虫剤、農薬は最長5年延長可能。 (備3)虚偽記載を理由とするときは裁判所に提訴する。
	UA	ウクライナ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備)	○	出願	20	公報	6月	○		3	－	(備)人・動物の治療方法等。
	UZ	ウズベキスタン	○	△	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備)	○	出願	20	×		○		3	－	(備)公序良俗に反する発明等。
欧州	AD	アンドラ	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	18月	×	－		その他(備2)	○	出願	20	×		●		(備3)	－	(備1)施行規則が未制定で出願受付に至っていない。 (備2)人・動物の治療方法等(動植物の品種を除く)。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	AL	アルバニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	－		※その他(備1)	○	出願	20	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	AT	オーストリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○	出願	20	公報	4月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	BA	ボスニア・ヘルツゴビナ	○	△	○	○	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	出願	20	公報(備2)	6月	○		(備3)	(EPC拡張国)	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無審査で付与される特許(Consensual patent)について異議申立が行える。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	BE	ベルギー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※(備1)	○	出願	20(備2)	×		○		3	EPC	(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護。 (備2)サーチレポートのサーチ手数料を納付しない場合、又はサーチレポートを 提出しない場合は6年。
	BG	ブルガリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	13月	※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	CH	スイス	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○	出願	20 延5	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	CY	キプロス	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	－		※	○	出願	20	公報	(備)	○		4	EAPO	(備)期間の定めはない。
	CZ	チェコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○	出願	20	×(備2)		○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)意見書を提出できる。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	DE	ドイツ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	7年	※その他(備)	○	出願日の 翌日	20	公報	9月	●		×	EPC	(備)人・動物の治療方法、遺伝配列の単なる発見等。
	DK	デンマーク	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○	出願	20	公報	9月	○		(備2)	EPC	(備1)植物新品種は植物品種法により保護。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の期間が経過したとき。
	EE	エストニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	－		※その他(備1)	○	出願	20	×		公報	9月	(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、遺伝子配列、集積回路配置。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 PCT	4 PLT	5 特許法	6 出願人の資格	7 現地代理人の必要性	8 公開制度（月）	9 審査制度	10 審査請求 起算日	10 審査請求 期間	11 非特許対象	12 新規性の基準判断	13 存続期間 起算日	13 存続期間 期間（年）	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 実施義務（年）	17 広域制度	備考
欧州	ES	スペイン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	(備1)	6月	※	○	出願	20	公開	2月	●(備2)		(備3)	EPC	(備1)サーチレポートの公開から6月以内。 (備2)無効は存続期間中及びその消滅後5年以内に提起する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	FI	フィンランド	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※	○	出願	20	登録	9月	●		(備)	EPC	(備1)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	FR	フランス	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○	出願	20 延5	公告	9月	●		(備2)	EPC	(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護。 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	GB	英国	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	出願	20	×(備2)		○		3	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)公開後情報提供制度あり。
	GR	ギリシャ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	－		※	○	(備1)	20	×		○		(備2)	EPC	(備1)出願日の翌日から起算する　。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	HR	クロアチア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○ (備1)	公開	6月	※その他(備2)	○	出願	20	公報(備3)	6月	○		3	EPC	(備1)実体審査不請求の場合は、権利期間は出願日から10年。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)「実体審査不請求」のものについてのみあり、特許付与請求公告日から6月。
	HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	(備1)	6月	※その他(備2)	○	出願	20	×		○		(備3)	EPC	(備1)出願と同時又は新規性調査の公式の通知の日。 (備2)人・動物の治療方法、工業又は商業目的での人間の胚の使用等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	IE	アイルランド	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	×		※	○	出願	20	×		○		－	EPC	
	IS	アイスランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	IT	イタリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	出願	20 延5	×		●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	×	スイスとの協定により、スイス特許法の効力が及ぶ								左記参照							EPC	
	LT	リトアニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	×		※その他	○	出願	20	×		○		×	EPC	
	LU	ルクセンブルク	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	出願	7年	※その他(備1)	○	出願	20	×		●(備2)		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等情報提供制度あり(公開から特許付与までの間)。 (備2)無効審判は最高裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	LV	ラトビア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		その他(備1)	○	出願	20	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	MC	モナコ	○	×	○	×	○	◎	要	－	×	－		(備)	○	出願	20	×		●		3	EPC	(備)医薬品、財務手法等。
	ME	モンテネグロ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	出願	20	×		○		(備2)	(EPC拡張国)	(備1)人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明等。 (備2)期限の定めはない。
	MK	北マケドニア	○	○	○	○	○	◎	要	×	○	出願	2年	※その他(備1)	○	出願	20延5(備2)	×		○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、人体の要素の単なる発見。 (備2)医薬品及び農薬は最長5年延長可能。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	MT	マルタ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○	出願	20	×		○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等 。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	NL	オランダ	○	○	○	○	○	◎	×	18月	×	出願	13月	※	○	出願	20 延5	×		●(備)		3	EPC	(備)無効請求時には裁判所に無効事由の適用に関する勧告書を提出する。
	NO	ノルウェー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※	○	出願	20	公報	9月	●(備1)		(備2)	EPC	(備1)無効は裁判所に提訴する。また、特許が正当な権利者以外の者に付与されたことを理由とする訴訟は、事実を正当な権利者が知った日から1年以内に提訴しなければならない。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	PL	ポーランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○	出願	20	公報	6月	○		3	EPC	
	PT	ポルトガル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	RO	ルーマニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他(備1)	○	出願	20	公開	6月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	RS	セルビア	○	△	○	○	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	出願	20	×		●(備2)		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明等。 (備2)無効宣言請求制度。 (備3)期限の定めはない。
	SE	スウェーデン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※	○	出願	20	公報	9月	●		(備)	EPC	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	SI	スロベニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○	出願	20	×		○		(備)	EPC	(備)期限の定めはない。
	SK	スロバキア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○	出願	20	×(備1)		○		(備2)	EPC	(備1)何人も「意見書」を提出できる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	SM	サンマリノ	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	×		その他(備1)	○	出願	20	×(備2)		○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度がある。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	VA	バチカン	○	△	×	×	イタリア特許法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する									左記参照							－	
北中南米	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	○	○	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	2月	●		(備3)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	AR	アルゼンチン	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○	出願	20	×(備2)		●		(備3)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)公開後60日間、情報提供が行える。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 PCT	4 PLT	5 特許法	6 出願人の資格	7 現地代理人の必要性	8 公開制度（月）	9 審査制度	10 審査請求 起算日	10 審査請求 期間	11 非特許対象	12 新規性の基準判断	13 存続期間 起算日	13 存続期間 期間（年）	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 実施義務（年）	17 広域制度	備考
北中南米	BB	バルバドス	○	○	○	×	○	◎	要	－	○	－		※その他(備1)	□	出願	15延5	－		○		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	BO	ボリビア	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	出願	20	公開	60日	○		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	BR	ブラジル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○	出願	20	登録	6月	●		(備)	－	(備)強制実施申請に対し、特許権者が実施準備・法的障害等の正当な事由が弁明できない場合
	BS	バハマ	○	△	×	×	○	◎	－	×	○	×		(備)	○	出願	16	×		○		×	－	(備)動植物の品種等
	BZ	ベリーズ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	出願	20	公開	2月	●		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等、人・動物の生命・健康を守るために必要な発明等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	CA	カナダ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	5年	単なる科学的原理、抽象的理論	○	出願	20	×(備)		●		3	－	(備)特許付与に対して情報提供が行える。
	CL	チリ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○	出願	20	公開	45日	●		×	－	(備)人・動物の治療方法等。
	CO	コロンビア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○	出願	20	公開	60日	○		(備)	－	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	CR	コスタリカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	登録	12(備2)	公開(備3)	30日	○		1	－	(備1)人・動物の治療方法。 (備2)医療、農薬、食品等については1年。 (備3)最初の公告(公開)
	CU	キューバ	○	○	○	×	○	○	要	×	×	×		※(備1)	○	出願	10延5	×		○		(備2)	－	発明者証の制度あり。 (備1)化学物質、医薬、食品、治療方法等の発明は発明者証のみ可能。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	DO	ドミニカ共和国	○	○	○	×	○	◎	要	－	○	×		※(備1)	○	出願	20	×		○		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	DM	ドミニカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	○	出願	20延5(備2)	×		●		(備3)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)医薬品・農薬は5年延長可能。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	EC	エクアドル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○	出願	20	公開(備1)	60日	○(備1)		(備2)	－	(備1)利害関係人が請求可能 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	GD	グレナダ	○	○	○	×	○	特許法の条文等の情報を入手できず内容未確認								左記参照							－	
	GT	グアテマラ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	×(備2)		○		×	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度(公告日から3月間)あり。
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	△	出願	16	公開	2月	公報	12月(備2)	3	－	(備1)化学的方法により得られる物質、食料又は医薬に用いる物質等。 (備2)裁判所に提訴することもできる。(期限の定めなし)
	HN	ホンジュラス	○	○	○	×	○	◎	要	(備1)	○	×		※	○	出願	20	公開	90日	○		(備2)	－	(備1)特許要件を備えている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	－	－	×	×		その他(備)	○	登録	5延5ずつ2回	×		○		×	－	(備)公序良俗に反するもの。
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	○	要	×	○	－		－	△	登録	14延7	×		○		×	－	
	KN	セントクリストファー・ネービス	○	○	○	×	○(備)	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	LC	セントルシア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	(備1)		その他(備2)	○	出願	20	公開	2月	○		3	－	(備1)調査報告書の請求、調査及び審査報告書の請求、又は対応外国出願の詳細情報の提出の何れかをしなければならない。 (備2)人・動物の治療方法等。
	MX	メキシコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	(備3)		※その他(備1)	○	出願	20	×		○		(備2)	－	(備1)人・動植物の診断、治療方法等 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。 (備3)公開日から2月以内に当該出願に関する情報を産業財産庁に提供することができる。
	NI	ニカラグア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	公開	6月	※その他(備1)	○	出願	20	×(備2)		●		×	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度あり。
	PA	パナマ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	× (備1)	－		※その他(備2)	○	出願	20	×		○		×	－	(備1))明らかに新規性を欠く場合には拒絶される。 (備2)人・動物の治療方法等。
	PE	ペルー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○	出願	20	公開	30日	○		(備)	－	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	×		※医薬(備1)	○	出願	20	×		●(備2)		(備3)	－	(備1)2005.1.1から特許対象。 (備2)無効は民事商事裁判所に提訴する。付与手続き違反で特許が付与された場合には、特許付与日から5年又はパラグアイにおける発明の実施開始日から2年の何れか早く終了する時点までの時効規定が適用される。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	SR	スリナム	○	○	×	×	○	◎	要	－	○	－		※その他(備1)	○	出願	20	－		○		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	SV	エルサルバドル	○	○	○	×	○	◎	－	(備1)	○	公開	6月	※その他(備2)	○	出願	20	×(備3)		○		(備4)	－	(備1)方式要件を備えている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)情報提供が行える。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	○	出願	20	×		○		(備2)	－	(備1)人・動物の治療方法等、数学的方法、その他。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 PCT	4 PLT	5 特許法	6 出願人の資格	7 現地代理人の必要性	8 公開制度（月）	9 審査制度	10 審査請求 起算日	10 審査請求 期間	11 非特許対象	12 新規性の基準判断	13 存続期間 起算日	13 存続期間 期間（年）	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 実施義務（年）	17 広域制度	備考
北中南米	US	米国	○	○	○	○	○	◎	－	18月(備1)	○	×		(備2)	○	出願	20(備3)	×(備4)(備5)		×(備6)		×	－	(備1)出願人が出願時に、出願公開が義務付けられている国に出願する意図がなく、またその後もその意図がないことを宣言したときには出願公開は行われない。 (備2)租税戦略、人体組織、核兵器に関連するもの。 (備3) 医薬品等の特許は最長5年間延長可能。 (備4) 情報提供が行える。 (備5)付与後レビュー制度が存在する。 (備6)当事者系レビュー制度が存在する。
	UY	ウルグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	120日	※その他(備1)	○	出願	20	×(備2)		○		(備3)	－	(備1)人･動物の治療方法等。 (備2)出願の公開から60日以内に意見書を提出できる。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	VC	セントビンセント	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	出願	20	公報	3月	●		(備2)	－	(備1)法律又は公序良俗に反する発明。 (備2)期限の定めなし。
	VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○	登録	5又は10	公開	60日	●(備2)		2	－	(備1)人･動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する(異議申立を行わなかった人のみ。登録から2年以内)
国際機関	EP	欧州特許庁(EPO)	×	×	○	×	○	◎	要	18月	○	欧州調査報告書の公開日	6月	※その他(備1)	○	出願	20 (備2)	公報	9月	(備3)		(備3)		(備1)人･動物の治療方法等。 (備2)医薬品等は最長5年の補充保護証明書が交付される。 (備3)各締約国の国内規定に委任されている。
	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	×	△	○	×	○	◎	要	18月	○	出願日	3年	※	○	出願	20	×		(備)		(備)		(備)各締約国の国内規定に委任されている。
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	出願	20	公開	3月	●		(備2)		(備1)人･動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
	EA	ユーラシア特許庁(EAPO)	×	×	○	×	○	◎	要	18月	○	調査報告書の公開日	6月	※その他(備1)	○	出願	20	公報	6月	○		(備2)		(備1)公序良俗に反する発明。 (備2)各締約国の国内規定に委任されている。

（資料）特許庁「令和6年度各国産業財産権制度に関する情報調査・整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

（備考）

1 パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。

2 ＷＴＯ協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。

3 PCT（特許協力条約）の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。

4 PLT（特許法条約）の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。

5 特許法の項中、「○」は特許法があることを、「×」はないことを、「暫」は暫定法があることを示す。

6 出願人の資格の項中、「◎」は「発明者又は承継人が出願できることを、「○」は発明者又はその相続人のみが出願できることを示す。

7 代理人の必要性の項中、「要」は「現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とする」ことを示す。

8 公開制度の項中、月数は出願日又は優先日のいずれか早い日からの期間を示し、当該期間の経過後に出願が公開されることを示す。｜×」は出願公開制度を有していないことを示す。

9 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。

10 審査請求の項中、「×」は審査請求制度を有していないことを示す。また、審査請求における「起算日」は、審査請求ができる期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「公開」は出願公開日（登録前）を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ起算日とすることを示す。

11 非特許対象の項中に記載の物質については、当該物質そのものの発明に特許を与えないことにとどまり、その製法は何れも特許対象となり得るものを意味し、非特許対象が (1)発見、科学的理論及び数学的方法、(2)美的創作物、(3)ゲームの方法、事業活動の方法及びコンピュータプログラム、(4)情報の提示、及び(5)動・植物の品種の全てを含む場合に「※」を記している。

12 新規性判断の基準の項中、「○」は「内外国公知公用・内外国刊行物」を、「□」は「国内公知公用・内外国刊行物」を、「△」は「国内公知公用・国内刊行物」を基準としている場合を示す。

13 存続期間における「起算日」は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「公開」は出願公開日（登録前）を、「登録」は特許登録日を、「公報」は特許公報発行日（登録公告日）を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ、起算日とすることを示す。また、期間の項中、「延」とあるのは、期間延長制度があることを示す。

14 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日（登録前）を、「登録」は特許登録日を、「公報」は特許公報発行日（登録公告日）を、それぞれ起算日とすることを示す。

15 無効審判の項中、「○（●）」は「特許庁（裁判所）」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことをを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「公報」は特許公報発行日（登録公告日）を、起算日とすることを示す。

16 実施義務の項中、年数の表示は実施義務があり、この場合における特許発明の実施を必要とする期間であり、「×」は実施義務がない場合を示す。

17 広域制度の項中、「EPC」は欧州特許条約に加盟していることを、「EPC(△)」は欧州特許を拡張することができる国をを示す。

17 広域制度の項中、「EAPO」はユーラシア特許条約に加盟していることを示す。

17 広域制度の項中、「ARIPO」はアフリカ広域知的財産機関加盟国を示す。

17 広域制度の項中、「OAPI」はアフリカ知的財産権機関加盟国を示す。

「備考」の項中、

(イ) 「発明者証」とは、社会主義国において採用されており、発明に対しては「発明者証」又は「特許」（資本主義国のそれと同じ）の何れかが出願人の選択により付与される。「発明者証」を付与されたときは、その実施権は国家に法律上、帰属し、被交付者は単に「報酬」、「所得税減免等の特典」等を付与される。

(ロ) 輸入特許（又は確認特許）とは、外国特許を有する者がその外国特許について特許出願することにより保護が得られるもので、出願審査に際しては一般の特許性判断基準が適用されないこととなるものをいう。

上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧サンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。

※情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係（Eメール: PA0842@jpo.go.jp）までご連絡いただけると幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先：国際協力課